

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」骨子素案（新旧対照表）

新（修正後）骨子素案	旧（原案）骨子素案(たたき台)	備考
1 条例の名称 (省略) 2 前文 (項目1～5省略) ○ 県は事務を実施するに当たり、人権侵害行為をしてはならないことの明記 3 各条文 (1) 目的 (省略) (2) 人権侵害行為の禁止等 ○ 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、<u>次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。</u> (1) 誹謗中傷、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為 (2) いじめ、虐待又はハラスメント（他人の尊厳を侵害することで、その者を不快にさせたり、その者に	1 条例の名称 (省略) 2 前文 (省略) 3 各条文 (1) 目的 (省略) (7) 人権侵害行為の禁止等 ○ 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、<u>不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。</u> ○ 何人も、他人に対して、優越的な関係を背景として、不	(修正なし) (検討中) ・内容は引き続き検討 (修正なし) (変更) ・(7)⇒(2)に移動の上、修正 ・「人権侵害行為の禁止等」は、条例の核となる重要項目（基本理念に相当）なので早い条項で規定 ・アウトティング、ハラスメントの定義は継続検討

新（修正後）骨子素案	旧（原案）骨子素案(たたき台)	備考
<u>不利益や脅威を与える行為をいう。)</u> <u>(3) プライバシーの侵害又はアウトティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関する事を第三者に明かしてしまうことをいう。)</u> <u>(4) 不当な差別的取扱い</u> <u>(5) 上記のほか他人の権利利益を侵害する行為</u> (3) 県の責務 ○ 県は、「<u>(1) 目的</u>」の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。 ○ （省略） (4) 県民の責務 （省略） (5) 事業者の責務 ○ 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、<u>その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</u> ○ （省略）	<u>当な要求をすることその他の不当な行為をしてはならない。</u> (2) 県の責務 ○ 県は、<u>前条の目的</u>を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。 ○ （省略） (3) 県民の責務 （省略） (4) 事業者の責務 ○ 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、<u>人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</u> ○ （省略）	(変更) ・第1項の引用箇所を修正 (修正なし) (変更) ・「人権尊重の精神の涵養に努める」という表現は、法人である事業者にはなじまない。 ・むしろ、「事業を実施するに当たり」人権に配慮することが重要

新（修正後）骨子素案	旧（原案）骨子素案(たたき台)	備考
(6) 市町村との協働 (省略) (7) 人権政策推進基本方針 (省略) (8) 相談支援体制 ○ 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、<u>相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。</u> <u>(1) 相談者への必要な情報の提供及び助言</u> <u>(2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介</u> <u>(3) 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援</u> ○ 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 ○ 県は、<u>相談業務を円滑かつ効果的に行うために、相談に応ずる者に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</u> (9) 人権教育及び人権啓発 (省略)	(5) 市町村との協働 (省略) (6) 人権政策推進基本方針 (省略) (8) 相談支援体制 ○ 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、<u>相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供、助言等の支援を行うものとする。</u> (各号新設) ○ 県は、前項の支援を円滑に行うため、<u>県の関係部局及び関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。</u> (新設) (9) 人権教育及び人権啓発 (省略)	(修正なし) (修正なし) (変更) ・第1項に相談体制の内容を詳細に規定 ・第3項に相談員研修について規定 (修正なし)

新（修正後）骨子素案	旧（原案）骨子素案(たたき台)	備考
<u>(10) 市町村、関係団体等からの意見の聴取</u> ○ <u>県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。</u> (11) インターネット上の誹謗中傷等の防止 (省略) (12) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等 (省略) (13) 人権政策審議会 ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (削除) ○ <u>審議会には会長を置き、委員が互選する。</u> ○ <u>会長は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。</u> ○ <u>会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。</u> ○ <u>審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。</u> ○ <u>この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に</u>	(新設) (10) インターネット上の誹謗中傷等の防止 (省略) (11) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等 (省略) (12) 人権政策審議会 ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ (省略) ○ <u>前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、長野県附属機関条例（令和2年条例第3号）の規定を準用するものとする。</u> (下5項目新設)	(新設) ・対話を重視する観点から、人権施策に当事者、市町村、関係団体等の意見を反映するための仕組み (修正なし) (修正なし) (変更) ・附属機関条例を準用せず、必要な規定は条例におく

新（修正後）骨子素案	旧（原案）骨子素案(たたき台)	備考
<u>関し必要な事項は、知事が定める。</u> (14) 附則 ○ （省略） ○ （省略） ○ （省略） ○ <u>長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）の一部改正（人権政策審議会に係る規定の削除）</u> ○ <u>特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部改正（委員の報酬に関する規定の修正）</u>	(13) 附則 ○ （省略） ○ （省略） ○ （省略） （新設） （新設）	(変更) ・ 本条例制定により影響を受ける条例の改正規定